

鎌ヶ谷市企業誘致促進条例(案)の概要

目的 (第1条)

地域の特性に配慮し、市民の視点に立った企業誘致を促進するため、必要な奨励措置を講ずることで、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域の経済の活性化及び市民生活の向上に寄与する。

対象要件等

産業誘導地域 (第3条)

- 市街化区域
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- 市街化調整区域
特定流通業務施設地区
※新鎌ヶ谷特定土地区画整理事業施行地区を除く

奨励措置 (第4条)

- 企業立地奨励金
 - ・産業誘導地域に新設等を行う指定企業等
 - ・新設等で医療（産科及び夜間診療を行う小児科）事業を営む指定企業
- 企業誘致協力金
 - ・産業誘導地域で指定企業等に事業施設の売却又は賃貸を行う所有者
 - ・医療（産科及び夜間診療を行う小児科）事業を営む企業等に施設の売却又は賃貸を行う所有者

指定企業等の要件 (第8条)

指定企業とは

- ・製品の製造に係る事業
- ・本市の特産品の加工に係る事業
- ・情報通信に係る事業
- ・運輸又は物流に係る事業
- ・小売に係る事業
- ・教育又は学習支援に係る事業
- ・医療（産科及び夜間診療を行う小児科）に係る事業
- ・農業（植物工場によるものに限る）に係る事業
- ・市長が特に必要と認める事業

【新設】

- ・投下固定資産額が1億円以上
- ・常用雇用者数が10人以上

【市内再投資】

- ・投下固定資産額が5,000万円以上
- ・常用雇用者数が5人以上

【その他】

- ・環境保全に必要な措置が講じられている
- ・法令等の規定に適合している
- ・国税及び地方税を滞納していない

指定企業誘致協力者とは

- ・指定企業に対し、事業施設を売却又は賃貸
- ・国税及び地方税を滞納していない

- ・事業施設が風俗営業に供する施設でない
- ・暴力団等の活動利益になる行為を行う者又は密接な関係を有する者に該当しない

奨励金等 (第5条・第6条)

		固定資産税 相当額	都市計画税 相当額	法人市民税 相当額	期間
企業立地奨励金	取得型	全額	全額	年間300万円 を限度	5年間
	賃借型				3年間
企業誘致協力金	売却の場合	全額	全額		1年間
	賃貸の場合				3年間

指定企業等の責務等

- 指定企業等の指定に伴う申請（第7条）
- 奨励金等の交付を受けるための申請（第9条）
- 指定企業が事業を開始したときの届出（第10条）
- 変更の申請及び届出（第11条）
- 交付決定の取消し等（第12条）
- 合併等の事由で指定企業等の地位を承継する者の申請（第13条）
- 指定企業等への必要事項の報告、書類提出、実地調査（第14条）
- 指定企業は「市内在住者の雇用」、「環境やまちづくりへの配慮協力」、「産業振興施策への協力・地域社会の発展」に努める（第15条）

企業誘致審査委員会

- 市長の諮問に応じ、企業誘致の促進に関する事項を調査審議する企業誘致審査委員会を設置（第16条）
- 委員会の所掌事務（第17条）
 - ・奨励金等の交付を受けようとする企業等の指定
 - ・奨励金等の交付の決定及び取消し
 - ・企業誘致の促進に関する重要事項
- 委員会は、委員7人以内で組織し、委員の任期は2年（第18条）
 - ・学識経験者
 - ・市長が必要と認める者
- 委員長及び副委員長の定員及び責務（第19条）
 - 委員長及び副委員長は各1名で委員の互選で定める等
- 委員会は委員長が議長となり、委員の半数以上の出席でなければ開催できない
議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する（第20条）

委任（第21条）

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める

施行予定日：平成30年4月1日